

令和 7 年 6 月 3 0 日
都市整備部建築調整課

江東区データセンター建設対応方針の決定と今後の展開について

1 建設対応方針決定の背景

クラウドサービスの普及や生成 AI に代表されるデジタル技術の発展を背景に、インターネット用サーバーやデータ通信機器等の設置・運用に特化したデータセンターの建設需要が高まっている。

区内においても、大規模データセンターが相次いで建設されることを受け、令和 7 年 3 月 2 4 日に「江東区データセンター建設対応方針」（参考 4）を決定し、令和 7 年 4 月 1 日より、一定規模以上のデータセンター建設事業者に対し、早期の計画公表や屋外に設ける設備機器の位置の明示等、近隣住民に対する丁寧な説明の実施を求めている。

2 データセンター建設の課題

- (1) 大規模建築物であることによる日照・通風・採光の阻害等の影響の他、消費電力の大きい設備機器が大量かつ 2 4 時間稼働することに伴う排熱や騒音、施設全体の安全性等が懸念されている。
- (2) データセンターは建築基準法上の用途が「その他」に該当し、特殊建築物として取り扱われていない。

3 今後の展開について

データセンターの特性や生活環境に対する影響等について、国や他自治体等から情報を収集した上で、データセンター建築計画の周知等について、近隣住民等に対して配慮、説明を求める事項の精査を行い、要綱の策定を検討していく。